

## Q 増税分を福祉の充実へ

## A 財政運営を踏まえ検討



▲ 100 m走！よいスタート

### Q1

低所得者層や高齢者をねらい打ちする税制改革から、村民の健康とくらしを守ることは村として最大の責務と考えます。

①18年度まで3力年の税制改正による住民税負担増はいくらか。



桜井 博義 議員

### A1

②国保税、介護保険、高齢者の医療費等の影響額は。  
③増税による歳入増は、独自の軽減処置や減免、福祉の充実にまわすべきでは。

①均等割廃止、老年者控除の廃止、年金控除の引き下げ、定率減税の半減で約1億1,800万円の増税、対象者は2万5,000人で1人当たり5,000円程度の増税となります。

②国保税は1人当たり1万8,560円の増、介護保険では非課税者が課税者になる方で19年度までに総額3,975万円の増加になります。高齢者医療費は低所得者区分が現役並み所得となり影響が生じ、国において経過処置がとられます。  
③三位一体改革の進展により、国庫補助金の削減や地方交付税算定の調整が行われ、地方財政は厳しく、増収は部分的なもので、福祉施策の充実が財政運営の中で検討します。

### 税制改正に伴う国保税対策は

### Q2

①18年度は年金受給者や低所得者に対して、税額の引き上げにならないように施策を講ずるべきでは。  
②医療費の伸びが国保財政を圧迫しているといわれていますが、これまでの予防対策の評価と今後の対策は。

### A2

①国において激変緩和の経過処置を検討しています。  
②国の健康づくり対策、老人保健法、健康増進法など実施され成果はあったものと評価しています。今後は、一次予防対策を重点に医療機関との連携を図り、検診結果をもとに重症化しないように個別支援に取り組みます。